

用語の定義（閲覧表）

市郡

市郡は、次の分類による。

- 1 市部
市をいう。
- 2 郡部
上記以外をいう。

地域ブロック

地域ブロックは、次の分類による。

- 1 北海道：北海道
- 2 東 北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 3 関 東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 4 北 陸：新潟県、富山県、石川県、福井県
- 5 東 海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 6 近 畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 7 中 国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 8 四 国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 9 九 州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

世帯構造

世帯構造は、次の分類による。

- 1 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
- 2 核家族世帯
以下のいずれかの世帯をいう。
 - (1) 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - (2) 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 一人親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
- 3 その他の世帯
上記1～2以外の世帯をいう。

世帯類型

世帯類型は、次の分類による。

1 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

2 母子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

3 その他の世帯

高齢者世帯、母子世帯、父子世帯以外の世帯をいう。

世帯業態

世帯業態は、次の分類による。

1 雇用者世帯

以下のいずれかの世帯をいう。

(1) 常雇者世帯

最多所得者が1年以上の契約又は雇用期間について別段の定めなく雇われている者の世帯をいう。

① 会社・団体等の役員の世帯

最多所得者が会社又は団体等を経営、代表する役職についている者の世帯をいう。

② 一般常雇者世帯

最多所得者が個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

(2) 1月以上1年未満の契約の雇用者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず1月以上1年未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

(3) 日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず日々又は1月未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

2 自営業者世帯

最多所得者が事務所、工場、商店、飲食店等の事業を行っている者の世帯をいう。

3 その他の世帯

最多所得者が上記に該当しない世帯をいう。したがって、最多所得者が全く働いていない世帯（利子、家賃、配当金、年金、恩給等で所得を得ている世帯）が含まれる。

世帯種

世帯種は、次の分類による。

1 国保加入世帯

国民健康保険の被保険者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

2 被用者保険加入世帯

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険、船員保険の被保険者若しくは共済組合の組合員又はその被扶養者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯をいう。

3 国保・被用者保険加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者又はその被扶養者がそれぞれ一人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯をいう。

4 後期高齢者医療制度加入世帯

後期高齢者医療制度の被保険者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれ一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の被用者保険の被保険者又はその被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれ一人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯をいう。

7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者又はその被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれ一人でもいる世帯をいう。

8 その他の世帯

上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯をいう。

勤めか自営かの別

勤めか自営かの別は、次の分類による。

1 雇用者・会社等の役員

以下のいずれかの者をいう。

- (1) 雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者
- (2) 雇用期間について1年以上契約して個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者
- (3) 1月以上1年未満の契約の雇用者
- (4) 日々又は1月未満の契約の雇用者
- (5) 会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいう。例えば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事など

2 自営業主・家族従事者

以下のいずれかの者をいう。

- (1) 商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者
 - (2) 上記(1)の家族であって、その経営する事業を手伝っている者
- 3 その他
上記1～2以外の者をいう。
- 4 不詳（仕事なしを含む）
仕事はあるが勤めか自営かの別が不詳である者、仕事のない者及び仕事の有無が不詳である者をいう。

勤め先での呼称

勤め先での呼称は、次の分類による。

- 1 正規の職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- 2 正規の職員・従業員以外
上記1以外の者をいう。
- 3 不詳（仕事なしを含む）
仕事はあるが勤め先での呼称が不詳である者、仕事のない者及び仕事の有無が不詳である者をいう。

年金受給の有無

年金受給の有無は、次の分類による。

- 1 受給あり
以下のいずれかの受給状況にある場合をいう。
 - (1) 基礎年金
現年金制度（1986（昭和61）年4月）の適用を受ける者が国民年金から受給しているもので、老齢、障害、死亡の状況により、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類がある。
 - (2) 基礎年金と厚生年金
現年金制度の適用を受ける者が基礎年金と厚生年金とを受給している場合をいう。
 - (3) 基礎年金と共済年金
現年金制度の適用を受ける者が基礎年金と共済年金とを受給している場合をいう。
 - (4) 国民年金
旧制度の適用を受ける農家や商店の者等、また、家庭の主婦（国民年金の保険料を納付していた者のみ）、又はその遺児等が受給している場合をいう。

(5) 福祉年金

旧制度発足時に年金制度に加入できなかった者が受給している場合をいう。

(6) 厚生年金

民間の会社等に勤めていた者又はその遺族が受給している場合をいう。

(7) 共済年金

国や地方の公務員、私立学校の教職員、農林漁業団体の職員であった者又はその遺族が受給している場合をいう。

(8) 恩給

旧軍人や官吏であった者又はその遺族が受給している場合をいう。

(9) その他

上記 1～8 以外の公的年金・恩給を受給する者（国会議員互助年金、戦傷病者戦没者遺族年金、旧令共済組合の年金など）をいう。

2 受給なし

上記 1 の(1)～(9)のいずれも受給していない場合をいう。

年金加入状況

年金加入状況は、次の分類による。

1 国民年金第 1 号被保険者

20 歳以上 60 歳未満で下記 2～3 に該当しない者をいう。自営業者、農林漁業従事者、学生及び厚生年金に加入していない雇用者などがこれにあたる。被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる者で希望して加入している場合や 60 歳以上の者で年金受給資格を得るために任意加入している場合も含む。

2 国民年金第 2 号被保険者

民間会社に勤務する者や船員である者、国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察、農林漁業団体に勤務する者で被用者年金制度の加入者をいう。

3 国民年金第 3 号被保険者

夫又は妻が国民年金第 2 号被保険者で、その夫又は妻に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の者をいう。

4 加入していない

上記 1～3 のいずれにも加入していない者をいう。

医療保険加入状況

医療保険加入状況は、次の分類による。

1 国民健康保険（市町村）

国民健康保険のうち、市町村が運営し、地域内的一般住民を対象としているものに加入している者をいう。

2 国民健康保険（組合）

国民健康保険のうち、同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している者をいう。

3 被用者保険（本人）

下記(1)～(4)のいずれかの制度へ加入しており、保険証・組合員証で「被保険者」とされている者をいう。

(1) 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）

主として民間会社（中小企業）に勤務する者が加入している。

なお、臨時に雇用される者や季節的業務に雇用される者なども含む。

(2) 組合管掌健康保険

主として民間会社（大企業）に勤務する者が加入している。

(3) 共済組合

国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察に勤務する者が加入している。

(4) 船員保険

船員として5トン以上の船舶の所有者に使用される者が加入している。

4 被用者保険（家族）

上記3(1)～(4)のいずれかの制度へ加入しており、保険証・組合員証で「被扶養者」とされている者をいう。

5 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度に加入している者をいう。

6 その他

上記1～5のいずれにも加入していない者をいう。